

令和3年1月7日

お取引先各位

従業員の勤務体制について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。弊社では、新型コロナウイルスの感染拡大防止および、従業員ならびに関係各社様の安全を確保するため、昨年4月より全事業所において従業員の在宅勤務を推進してまいりましたが、この度の緊急事態宣言の発出に伴い、改めて下記の通り対応いたします。

敬具

記

■ 実施期間

2021年1月8日（金）～ 当面の間

■ 対象事業所

本社・立川営業所・横浜営業所・千葉営業所の全従業員

※緊急事態宣言の対象範囲に応じて対処

緊急事態宣言の対象となる1都3県の事業所につきましては可能な限り在宅勤務を推奨し、また、それ以外の事業所においても引き続き在宅勤務を推進してまいります。

事業所での電話応対が困難な場合もありますので、ご連絡をいただく際は、担当者のメールにご連絡をお願い致します。連絡先がご不明な場合は弊社ホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。

お取引先様におかれましてはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

以上

kyoei ad